

第 4 部 災害復旧計画

第1節 罹災証明書交付計画

災害によって住家が被災した場合、被災者生活再建等を目指すため、被災した証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。ただし、火災に起因するものについては、消防法第31条の規定により実施する火災損害調査の結果に基づき消防対策部にて罹災証明書を交付する。

実施担当	財務対策部
防災関係機関	県

1 平時の取り組み

平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

2 情報収集

災害対策本部の情報等により市内の被害状況を把握するとともに、国・県・近隣の被災自治体等の情報を収集する。

3 実施方針及び実施計画の作成

財務対策部調査班が主体となり、一般住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針を作成し、実施方針及びそれに基づく実施計画を作成する。

4 被害認定調査実施及び罹災証明書交付の周知

被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方法について、各種広報手段により住民への周知を図る。その際、被災建物応急危険度判定の調査とは異なることを正確に周知する。

5 一般住家の被害認定調査の実施

調査方針及び実施計画に基づき、第1次調査(外観調査)・第2次調査(内部調査)を行い、さらに申請があった場合は再調査を行う。

6 罹災証明書の交付

被害認定調査後、被害の程度が確定したのから速やかに罹災証明書を交付する。第1次調査に基づく罹災証明書の交付については、発災後、概ね1ヵ月以内に完了させるよう努める。

7 被災者台帳

被害認定調査による判定結果等を基に被災者台帳を作成し、被災者支援実施担当部署との情報共有を行う。

第 2 節 被災者援護計画

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 こども未来対策部 建築対策部 経済対策部 農林水産対策部 財務対策部 市民生活対策部 各区本部
防災関係機関	市社会福祉協議会

1 融資・貸付・資金等による援護計画

(1) 被災者生活再建支援金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯の世帯主に対して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者生活再建支援法適用時の支給額

単位（千円）

区分	住宅の 再建方法	基礎 支援金 県10/10	加算 支援金 県10/10	上乘金 県2/3 市1/3	計 ①+②+③	
		①	②	③		
複 数 世 帯 （世帯の構成員が複数）	全壊・解体・ 長期避難世帯	建設・購入		2,000		4,000
		補修	1,000	1,000	1,000	3,000
		賃借		500		2,500
	大規模 半壊世帯	建設・購入		2,000		3,000
		補修	500	1,000	500	2,000
		賃借		500		1,500
	半壊世帯	—	なし	なし	500	500
床上浸水世帯	—	なし	なし	300	300	
単 数 世 帯 （世帯の構成員が単数）	全壊・解体・ 長期避難世帯	建設・購入		1,500		3,000
		補修	750	750	750	2,250
		賃借		375		1,875
	大規模 半壊世帯	建設・購入		1,500		2,250
		補修	375	750	375	1,500
		賃借		375		1,125
	半壊世帯	—	なし	なし	375	375
床上浸水世帯	—	なし	なし	225	225	

※ 上乘せ金は平成 23 年の新潟福島豪雨時のものを参照した。

被災者生活再建支援法非適用時の支給額

単位（千円）

区分	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	計 ①+②	
		県2/3 市1/3 ①	県2/3 市1/3 ②		
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊・解体・ 長期避難世帯	建設・購入	2,000	2,000	4,000
		補修		1,000	3,000
		賃借		500	2,500
	大規模 半壊世帯	建設・購入	1,000	2,000	3,000
		補修		1,000	2,000
		賃借		500	1,500
	半壊世帯	—	500	なし	500
床上浸水世帯	—	300	なし	300	
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊・解体・ 長期避難世帯	建設・購入	1,500	1,500	3,000
		補修		750	2,250
		賃借		375	1,875
	大規模 半壊世帯	建設・購入	750	1,500	2,250
		補修		750	1,500
		賃借		375	1,125
	半壊世帯	—	375	なし	375
床上浸水世帯	—	225	なし	225	

※ 全ての支給金額は平成23年の新潟福島豪雨時のものを参照した。

(2) 災害弔慰金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により死亡した市民の遺族に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金概要

種別	対象災害	対象者	支給額	費用負担
災害弔慰金 第1条に定める災害 に関する法律施行令 に 災害弔慰金の支給等に	1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害	・死亡した者の遺族 ・配偶者 ・子 ・父母 ・孫 ・祖父母 上記の遺族がいずれも存在しない場	死亡者1人につき ・主たる生計維持者の死亡した場合 500万円	・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4
	2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害			
	3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害			

第 2 節 被災者援護計画

新潟県災害救助条例に定める災害	4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る)。	・それ以外の場合 250万円	・県 1/2 ・市 1/2														
	1 県内において以下を満たす市町村が1以上ある場合の災害 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th> <th>滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5,000人未満</td><td>10</td></tr> <tr><td>5,000～9,999人</td><td>15</td></tr> <tr><td>10,000～19,999人</td><td>20</td></tr> <tr><td>20,000～29,999人</td><td>25</td></tr> <tr><td>30,000～49,999人</td><td>30</td></tr> <tr><td>50,000～99,999人</td><td>40</td></tr> <tr><td>100,000人～299,999人</td><td>50</td></tr> <tr><td>300,000人以上</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>				市町村の区域内の人口	滅失世帯数	5,000人未満	10	5,000～9,999人	15	10,000～19,999人	20	20,000～29,999人	25	30,000～49,999人	30	50,000～99,999人	40
市町村の区域内の人口	滅失世帯数																	
5,000人未満	10																	
5,000～9,999人	15																	
10,000～19,999人	20																	
20,000～29,999人	25																	
30,000～49,999人	30																	
50,000～99,999人	40																	
100,000人～299,999人	50																	
300,000人以上	75																	
	2 新潟県知事が救助の必要があると認めた災害																	

(3) 災害障害見舞金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金概要

種別	対象災害	対象者	支給額	費用負担				
災害障害見舞金	第1条に定める災害 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき ・主たる生計維持者の場合 250万円 ・それ以外の場合 125万円	・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4				
	1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害 2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害							
	1 県内において以下を満たす市町村が1以上ある場合の災害 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th> <th>滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5,000人未満</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>	市町村の区域内の人口	滅失世帯数	5,000人未満	10			・県 1/2 ・市 1/2
市町村の区域内の人口	滅失世帯数							
5,000人未満	10							

	5,000～9,999人	15		
	10,000～19,999人	20		
	20,000～29,999人	25		
	30,000～49,999人	30		
	50,000～99,999人	40		
	100,000人～299,999人	50		
	300,000人以上	75		
	2 新潟県知事が救助の必要があると認めた災害			

(4) 災害援護資金

福祉対策部福祉総務班及び各区本部健康福祉班は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、「新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき必要な資金を貸し付ける。

災害援護資金概要

対象災害	区分	被害の程度	貸付上限額	費用負担
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生じた災害で、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	世帯主が1か月以上の療養を要する負傷をした場合	他の被害がない場合	150万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国2/3 ・ 市1/3
		家財に価額の1/3以上の被害があり、かつ、住居の被害がない場合	250万円	
		住居が半壊した場合	270万円 (特別の事情のある場合350万円)	
		住居が全壊した場合	350万円	
	上記以外	家財に価額の1/3以上の被害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円	
		住居が半壊した場合	170万円 (特別の事情のある場合250万円)	
		住居が全壊した場合	250万円 (特別の事情のある場合350万円)	
		住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円	

※ 被災住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等。

災害援護資金の貸し付けを受けられる所得要件

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額等の合計額
1 人	220万円未満
2 人	430万円未満
3 人	620万円未満
4 人	730万円未満
5 人以上	1 人増すごとに、730万円に30万円を加えた額
その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円	

災害援護資金の貸し付け条件

区分	内容
利率	保証人を立てる場合 0 % 保証人を立てない場合 1 % (据え置き期間中は無利子)
据置期間	3 年 (住居が全壊したなど、特別な事情がある場合は 5 年)
償還期間	10 年 (据置期間含む)
償還方法	年賦、半年賦、月賦 (元利均等償還)
違約金	年 5 %

(5) 生活福祉資金の貸付 (担当:各区社会福祉協議会)

災害により被害を受けた低所得者に対し、経済的自立の助成と生活の安定を目的に厚生労働省が定める「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、各区社会福祉協議会を窓口 to 貸付を行う。

なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合に行う。

ア 福祉費 (災害を受けたことにより臨時に必要な経費)

(ア) 貸付対象

低所得者世帯等のうち他から融資を受けることの出来ない者で、この資金を受けることによって災害による困窮から自立できると認められる世帯

(イ) 貸付限度

1 世帯 150 万円

(ウ) 貸付条件

a 据置期間：貸付の日から 6 か月以内

b 償還期間：据置期間経過後 7 年以内

c 貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年 1.5 %
(据置期間中は無利子)

d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦

(エ) 連帯保証人

a 原則として、65 歳未満で一定以上の収入のある者

b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者

※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請ができる。

(オ) 申込方法

市長の発行する被災証明書が必要

イ 福祉費 (住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費)

(ア) 貸付対象

低所得者世帯・高齢者世帯（日常生活で介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯等）・障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯等）で、被災した家屋を増改築、改修、又は補修するために貸付が必要な世帯

- (イ) 貸付限度 250万円以内
- (ウ) 貸付条件
- a 据置期間：貸付の日から6か月以内
 - b 償還期間：7年以内
 - c 貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
 - d 償還方法：年賦・半年賦又は月賦
- (エ) 連帯保証人
- a 原則として、65歳未満で一定以上の収入のある者
 - b 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者
- ※原則として連帯保証人は必要であるが、立てられない場合でも申請が出来る。
- (オ) 申込方法
- 申込みは被災の日の属する翌月1日から6か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。
- (6) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(担当:こども未来対策部こども未来班 各区本部健康福祉班)
- 20歳未満の児童を扶養している配偶者の無い女子又は男子、寡婦等に対して、災害により被害を受けた家屋の増改築、補修又は保全のために必要な住宅資金を貸し付ける。
- なお、この資金の貸付は、災害救助法が適用されない災害の場合である。
- ア 貸付限度額 200万円
- イ 貸付条件
- (ア) 据置期間：6か月
 - (イ) 償還期間：据置期間経過後7年以内
 - (ウ) 利率（年利）：連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 1.5%
- ウ 特例措置
- (ア) 償還の猶予
- 災害により借主が支払期日までに償還することが困難である時に、1年以内支払いを猶予できる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。（特に1年後も必要なら改めて猶予できる。）
- (イ) 違約金の不徴収
- 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を、災害等の理由により徴収しないことができる。その際、市長が発行する被災証明書が必要である。
- (ウ) 据置期間の延長
- 災害により、全壊・流失・半壊・床上浸水等の被害を受けた者に対し、被害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣の定めにより据置期間の延長ができる。
- (7) 災害復興住宅融資（担当:建築対策部建築班）
- 独立行政法人 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた住宅の所有者が災害復興住宅融資を受けることができることから、制度や借入れ手続きの方法などについて、周知を図る。
- (8) 天災融資制度（担当：農林水産対策部農林水産班 各区本部）
- 農林漁業者や農協等の組合が災害により被害を受けた場合、農林漁業の経営等に必要な資金の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。
- ア 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、

第 2 節 被災者援護計画

被害農林漁業者等の認定並びに融資機関に対する利子補給及び損失補償を行う。

イ 被害の状況に応じて、県に既存の融資制度の弾力的運用を要請するとともに、市内の金融機関に対して、融資に際しての特別な配慮を要請し協力を求める。

天災資金

種 別	貸付の相手方	貸 付 限 度	利率（年利）	償還期間
経営資金 （種苗、肥料、飼料、薪炭原料、薬剤、漁具の購入費等の農林漁業経営に必要な運転資金）	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	・個人 200万円以内 [政令で定める資金500万円以内] *なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人 2,000万円以内 [政令で定める資金2,500万円以内]	・特別被害者 3.0%以内 ・3割被害者等 5.5%以内 ・その他 6.5%以内	6年以内 （激甚災害の場合は7年以内）
事業資金 （天災により被害を受けたため必要となった事業資金）	被害組合及び連合会	・組合 2,500万円以内 ・連合会 5,000万円以内 *激甚災害の場合 ・組合 5,000万円以内 ・連合会 7,500万円以内	・6.5%以内	・3年以内

(9) 中小企業融資（担当：経済対策部経済班 各区本部）

中小企業者が災害により被害を受けた場合、その企業の施設の復旧に要する資金、並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、経済対策部経済班及び各区本部は次の措置を講ずるものとする。

ア 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の特別貸付の設定を促進するため関係機関に対し要請する。

イ 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、資金の貸付又は損失補償等を行う。

ウ 地元一般銀行、その他金融機関に対し、被害の状況に応じて特に必要があると認めた時は、融資の特別配慮を要請し協力を求める。また、資金を預託し貸付資金源の増大も図る。

エ 中小企業の負担を軽減し復興を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるための措置を講ずる。

2 雇用対策

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業所等が優先的に雇用するよう働きかけていくものとする。

3 市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、「地方税法」又は「新潟市市税条例」の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、期限の延長、滞納処分等の執行停止等の緩和措置を講ずる。

(1) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する以下の税について減免を行う。

ア 個人市民税

被災した納税義務者本人、又はその者の所有する住宅・家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

イ 固定資産税・都市計画税

災害により被害を受け著しく価値が減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、その被災の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が、市税を一時に納付したり又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、災害の状況に応じて、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 期限の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出、又は市税を納付、納入できないと認められる時は、以下の方法により当該期限の延長ができる。

ア 広範囲にわたる災害の場合は、市長が職権により適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合で、被災した納税義務者等による申請があった時は、災害がおさまった後、納税義務者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、市長が納期限を延長する。

(4) 滞納処分の執行停止等

納税滞納者等が災害により無財産となる等の被害を受けた時は、その状況に応じて滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置を講ずる。

4 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

災害により被災した納付義務者等に対し、被災の程度に応じて健康保険料を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、健康保険料の全部又は一部を一時に納付することが出来ない場合は、その者の申請に基づき期限の延長等の徴収猶予が認められる。

5 国民年金保険料の免除

被災した国民年金第1号被保険者が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にある場合は、申請をすることにより免除の承認を受けられる場合がある。（承認は日本年金機構で行う。）

6 市民への支援制度等の広報、相談窓口等の設置について

（担当：災害対策本部事務局 各区本部広報班）

(1) 支援制度等の広報

災害対策本部事務局及び各区本部広報班やその他防災関係機関は、災害により被災者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合、住民への周知を図る。

なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

(2) 相談窓口等の設置

災害対策本部事務局及び各区本部広報班は、災害により被害を受けた住民のために市役所内に総合相談窓口、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じる。

また、被害の状況に応じて、避難所等への巡回相談や専門家による相談も行う。

第 2 節 被災者援護計画

- (3) 相談窓口等開設の広報
災害により相談窓口等を設置した場合、その概要について広報を行う。
なお、広報の手段等については、第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

7 義援金・救援物資配分計画

- (1) 義援金・救援物資の募集と周知（担当：災害対策本部事務局）
災害対策本部事務局は、義援金・救援物資について、国及び県並びに市ホームページ、報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。
 - ア 義援金
 - (ア) 受け入れ窓口
 - (イ) 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）
 - イ 救援物資
 - (ア) 受け入れ窓口
受け入れ窓口を設置する場合、窓口と集積場所が異なる時は、その送り先の所在をはっきりさせる。
 - (イ) 受け入れを希望する物資一覧
物資の需要と供給状況を勘案し、逐次更新する。
- (2) 義援金の受け入れ・配分（担当：財務対策部財務班 調査班）
 - ア 受け入れ
財務対策部財務班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受け入れ窓口を開設し、受け入れた義援金を指定する口座で保管する。また、原則として寄託者へ受領書を発行する。
 - イ 配分
寄託された義援金については、義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。財務対策部調査班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。
 - ウ 義援金配分委員会の構成
義援金配分委員会の委員は市社会福祉協議会及び義援金受け入れ団体等で構成する。
- (3) 救援物資の受け入れ・配分（担当：市民生活対策部市民生活班 各区本部区民生活班）
 - ア 受け入れ
 - (ア) 市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、災害発生後速やかに受け入れ・照会窓口を開設する。
 - (イ) 受け入れにあたっては、受け入れ要員を事前に確保し、迅速に集積できる体制を整えておく。
 - (ウ) 集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。
 - (エ) 救援物資の寄託者に対しては受領書を発行するなどして、配分先が決まるまで確実に保管しておく。
 - イ 配分
 - (ア) 配分のための引継ぎ等は、受け入れリスト等による管理のもと、迅速、確実に行えるようにする。
 - (イ) 市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班は、自己調達物資や応援要請物資等と調整を図り、救援物資の目的に添った効果的な配分を行う。

第3節 公共施設復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設又は改良が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行う。

実施担当	都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 下水道対策部 農林水産対策部 水道対策部 各区本部
防災関係機関	各防災関係機関

1 公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査の結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し順次、復旧計画をたてる。

2 市営住宅対策

被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定し、早期な災害復旧事業の推進を図る。

- (1) 全市営住宅の被害状況調査、集計
- (2) 災害復旧事業計画の作成
- (3) 災害市営住宅の建設及び既設市営住宅の復旧にあたり適用される法律

事業	適用される法律	
	通常災害	激甚災害
公営住宅災害等復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条

※ 激甚法・・・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

- (4) 既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ
 - ア 既設公営住宅復旧計画書提出（災害確定報告書等添付）（市→北陸地方整備局）
 - イ 補修費及び宅地復旧費の査定
 - ウ 復旧計画の内示（国土交通大臣→知事）
 - エ 補助金交付申請（事業主体→知事→国土交通大臣）
 - オ 補助金交付決定（国土交通大臣→知事→事業主体）

3 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 復旧事業の対象

災害復旧事業名	対象施設	関係省庁	国の窓口	根拠法
公共土木施設災害復旧事業	道路 下水道	国土交通省	防災課	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法
	都市公園		まちづくり 推進課	
都市災害復旧事業	公園 都市施設等		都市安全課	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法 都市災害復旧事業国庫補助 に関する基本方針

執行手続きについては、県地域防災計画による。

第 3 節 公共施設復旧計画

(2) 激甚災害の指定

適用すべき措置	指 定 基 準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定基準	次のいずれかに該当する災害 A 基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 > 全国標準税収入額 × 0.5% B 基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 > 全国標準税収入額 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の公共施設災害復旧事業費の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入額 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%

(3) 局地激甚災害の指定

適用すべき措置	指 定 基 準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく局地激甚災害指定基準	当該市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入額 × 50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満の市町村を除く) となる市町村が1以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く

4 公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、樹木の植栽や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施していく。

5 漁港及び水産施設復旧事業

(1) 漁港及び水産施設

ア 復旧対策

(ア) 被災点検調査

被災概要調査で被害が発見された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性の判定に視点をおいて、被害状況を詳細に把握するための調査を行う。

(イ) 応急工事

応急的に施設の機能を確保するための工事で、被害状況のほか、施設の重要度や必要資機材の入手可能性や工期等も考慮し優先順位を定め段階を追って進める。

(ウ) 復旧工事

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧を図ることに努める。

6 上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

ア 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水個所の他に、地下の漏水個所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

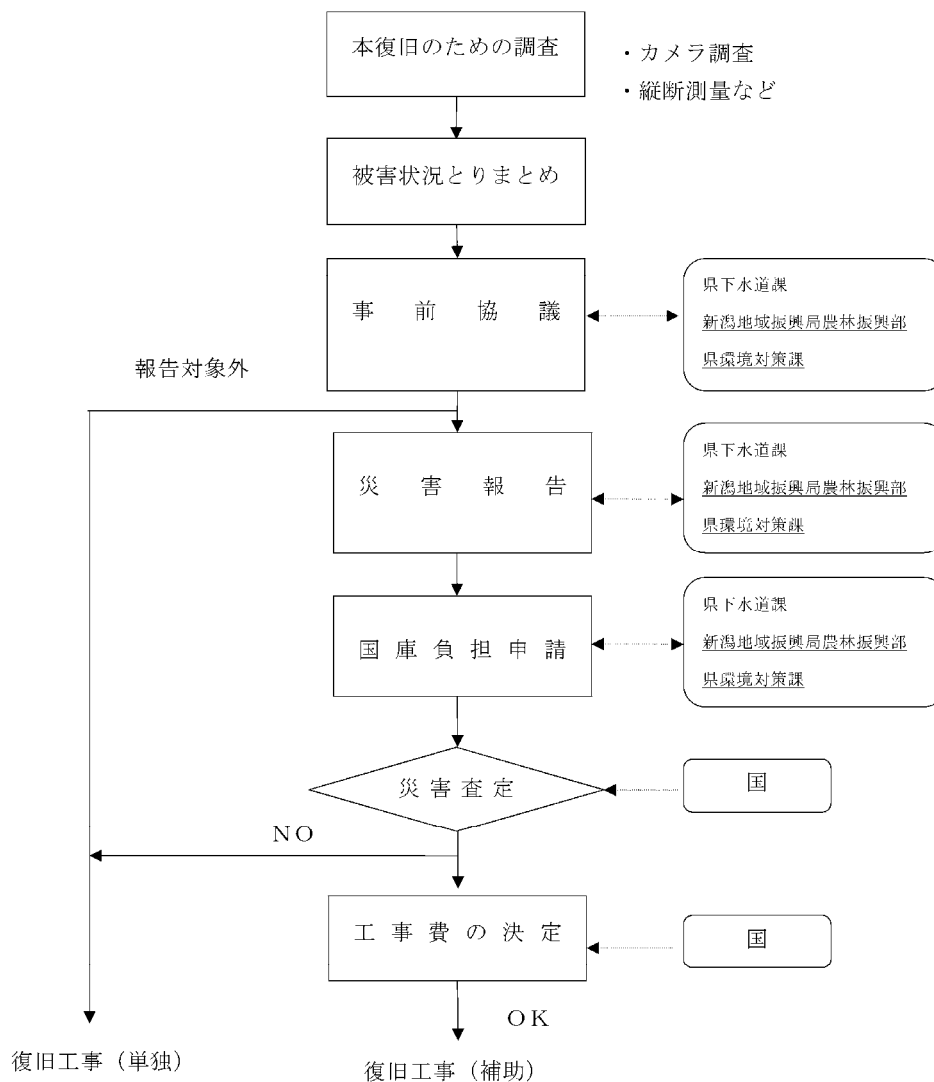
イ 恒久対策計画

原型復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に老朽管の更新、管路の伸縮・可とう化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水管幹線のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

(注) 第2部第1章第8節「上水道施設災害予防計画」参照

7 下水道施設等・公設浄化槽復旧事業

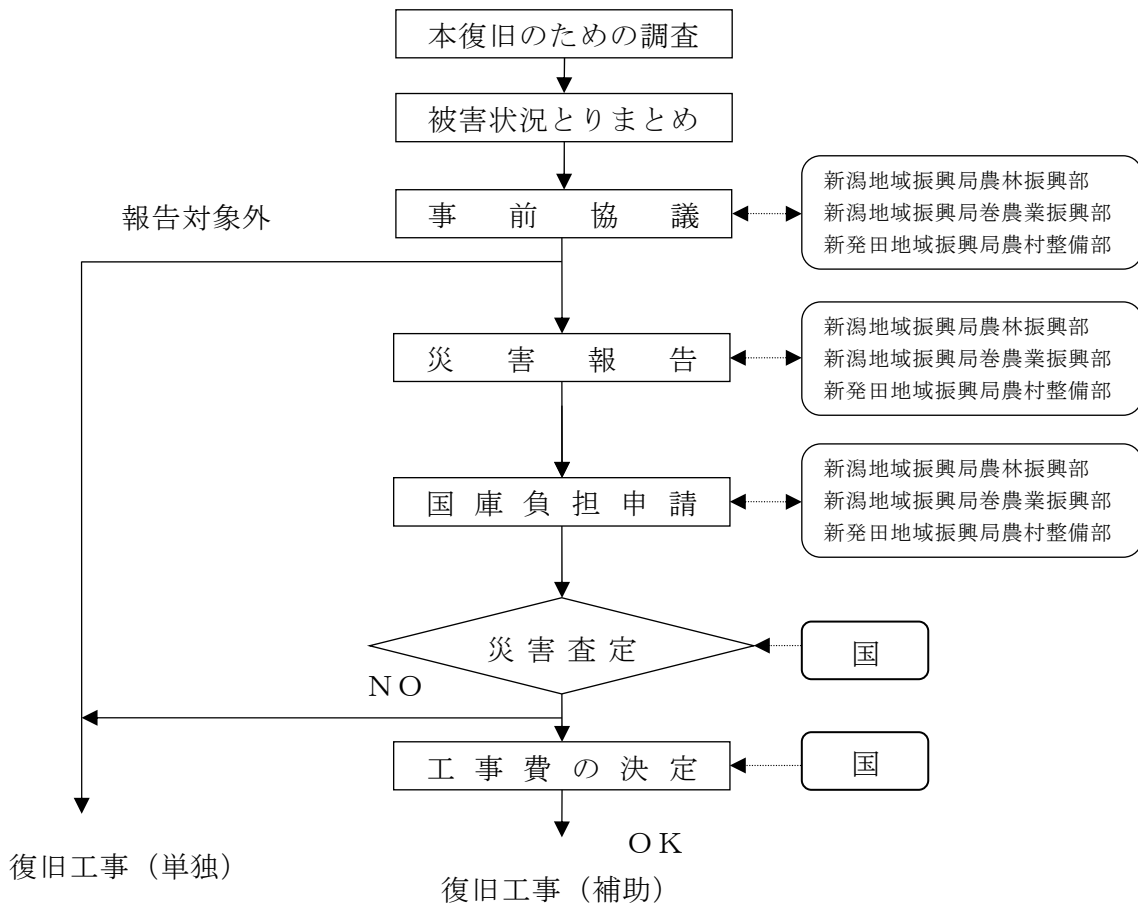
- (1) 施設の復旧に当たっては、耐震性の強化・ネットワーク化や危険分散等を視野に入れた「災害に強い下水道」を目指す。
- (2) 平常時から非常時にわたる下水道機能の高度化・多様化を総合的かつ広域的に進めることを基本とする。
- (3) 下水道施設等復旧のフロー



第 3 節 公共施設復旧計画

8 農地・農業用施設復旧事業

- (1) 復旧対策の方針
 - ア 農業用施設の被害及び農地の湛水被害を最小限に食い止める。
 - イ 人的災害につながる二次災害の発生の防止を優先する。
 - ウ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査
- (2) 復旧対策
 - ア 施設全体の被害状況の把握
 - イ 二次災害の発生の防止工事
 - ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事
 - エ 本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて国、県、土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧を図る。
- (3) 農地・農業用施設復旧フロー



9 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、以下の災害復旧事業等に係る工事について、新潟県知事に対し代行を要請する。

- ア 漁港
- イ 道路
- ウ 空港
- エ 海岸保全施設
- オ 公共下水道
- カ 河川
- キ 農地・農業用施設

第4節 復興に関する計画

大規模災害により壊滅的な被害を受けた場合を想定し、新たにまちを興すための組織体制や復興計画の体系をあらかじめ取り決めておくことで、円滑かつ迅速に復興を果たす基礎とする。

実施担当	政策企画対策部
防災関係機関	国 県

1 復興に向けた体制

(1) 復興本部

ア 役割

国の復興基本方針等に即して、関係部局や機関等との総合調整を図りながら、復興計画を策定し、迅速な復興事業の推進を図る。必要に応じて、本部長の指示により部会を設ける。

イ 構成員

市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長、区長等を本部員とする。

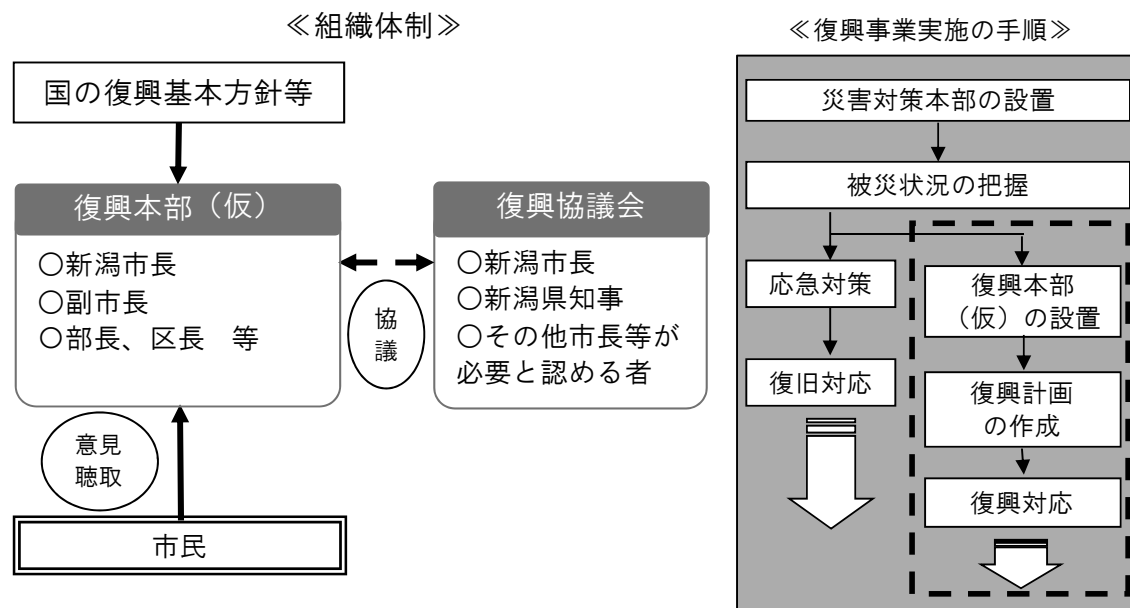
(2) 復興協議会

ア 役割

復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議する。

イ 構成員

新潟市長、新潟県知事、その他市長等が必要と認める者で構成する。



(3) 復興計画の策定及び実施にあたり、以下の事項に配慮する。

ア 多様な主体から復興に関する意見を聴取するため、復興計画に関する公聴会の開催その他の住民意見を反映するために必要な措置を講じ、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進める。

イ 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

ウ 復興協議会を設置したときや復興計画作成時は、それぞれ遅滞なく公表する。

2 復興計画の作成

(1) 復興計画に記載する内容

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

第 4 節 復興に関する計画

- ウ 人口の現状及び将来の見通し
 - エ 土地利用に関する基本方針
 - オ 市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業
 - カ 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務
 - キ 復興計画の期間 等
- (2) 復興計画等における特別の措置
- ア 土地利用に係る許認可等の一括処理
 - イ 復興整備事業に係る許認可等の特例
 - ウ 復興一体事業
 - エ 復興計画の実施に係る特別の措置
 - オ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画 等
- (3) 復興の方向性について、以下の事項に配慮する。
- ア 将来にわたり安心して暮らせるよう、災害に強い安全なまちづくりを目指す。
 - イ 本市の特性や目指すべき都市像を見つめなおし、被災する前以上に魅力ある都市づくりを進める。
 - ウ 高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が共生できる社会を目指す。
 - エ 逆境をバネにし、お互いに助けあう地域づくりを目指すために、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図る。

3 国や県に対しての要請

- (1) 特定大規模災害等による被害を受け、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、新潟県知事に対し、代行を要請する。
- (2) 特定大規模災害による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (3) 特定大規模災害等による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるとともに、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求める。